

I 問題と目的

近年、中学校の特別支援学級に在籍している生徒が高等学校（以下「高校」とする）に進学する傾向が顕著になっている²⁾。また、高校の学級担任等が「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とした生徒の割合は2.2%に上る³⁾。これらの生徒の教育的ニーズに対応するために、2018年に高校における通級による指導が制度化された。通級による指導とは「大部分の授業を小・中・高等学校の通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態で、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するため、特別支援学校学習指導要領の自立活動に相当する指導」を行うものである⁴⁾。

通級による指導を円滑に運用するには、教育支援体制の整備が不可欠となる。文部科学省⁵⁾は、教育支援体制のガイドラインを示し、高校に対する体制整備を求めている。さらに、文部科学省⁶⁾は、校内委員会の設置、実態把握、特別支援教育コーディネーター（以下「特支 Co」とする）の指名は、約9割の高校が整備を行っている一方で、「校内委員会自体が形骸化しているなど、本来の果たすべき役割が十分に機能していないのであれば、必要な見直しを図る必要がある」と指摘している。これに対し、高校での通級による指導の運用過程で生じた課題の解決に向けて、関係機関の強みを生かした教育支援体制の整備が展開されている⁷⁾。

文部科学省⁵⁾は教育支援体制を整備するにあたり、「特別支援教育に学校組織全体として取り組む」という組織レベルでの対応の重要性を指摘している。高校の校内組織には、学年団・年次団、教科指導、進路指導、生徒指導、学校保健等を担う各部署が存在している。通級による指導の実施校が、どのような教育支援体制の整備を進めているのか、また整備に際して各部署にいかなる対応をしているのかを明らかにすることが重要な課題となっている。

本研究では、通級による指導の運用過程で生じた課題を分析し、教育支援体制に関して必要とされた取組を捉える。次に、整備された教育支援体制の検討から、教育支援体制の整備過程における各部署への対応策を明らかにする。最終的には、通級による指導を運用するための教育支援体制の在り方について示唆を探りたい。

II 方法

1 対象校

本研究では、第一著者が特支 Co 兼通級担当として勤務するA高校での事例を扱う。A高校は兵庫県北部の山間部に位置する県立の全日制総合学科である。全校生徒数は約250名、入学者は募集定員の約7割である。中学校で特別支援学級に在籍していた生徒、通級による指導を受けていた生徒、要支援者として引継ぎのあった生徒など、教育的ニーズのある生徒の在籍がある。生徒の約35%は卒業後就職している。2022年に県教育委員会より通級による指導の研究指定を受けたことに伴い、県立特別支援学校から教員（第一著者）が1名加配された。当該教員は、養護学校（特別支援学校）教諭の免許状を保

有し、知的障害及び肢体不自由の特別支援学校で約 15 年の勤務経験があった。A 高校では、2022 年 10 月に「通級による指導の実施方針」を策定し、通級による指導の運用を開始した。

2 分析対象

2024 年度の教育支援体制は、2023 年 8 月の特別支援教育委員会、2024 年 3～6 月の職員会議で提案された（表 1）。その中には、通級による指導の運用過程で生じた課題を受けて整備したものが含まれるので、その教育支援体制の提案文書を分析対象とした。なお、教育支援体制の提案文書は、すべて特支 Co が中心になって原案を作成し、専門部会、特別支援教育委員会、校務運営委員会など各種会議で検討された。その検討結果を踏まえ、特支 Co が提案文書を修正した。

3 分析手続

通級による指導の運用過程で生じた実践的課題について、第一著者が実践の中で観察した事実に基づいて記述する。その記述を教育支援体制の整備状況との関係に着目して分析する。続いて、表 1 に記載された提案文書を用いて、整備された教育支援体制の特徴を示す。その特徴を備えることになった理由を検討するにあたっては、校内組織との関係に着目する。以上を、通級による指導の計画段階、指導の実施段階、指導の終了段階について検討していく。

4 倫理的配慮

A 高校の学校長に本研究の目的、内容、発表先等を口頭により説明を行うとともに、学校事例の記載内容を書面で提示した上で、発表の是非についての検討を依頼し、承諾を得た。また個人を特定できないようにするために、問題の発生時期、学年、性別、障害特性等を省略した。

Ⅲ 結果

1 指導の計画段階

1) 個別の教育支援計画を活用可能にする体制の整備

通級による指導を受ける生徒の個別の指導計画を作成するために、個別の教育支援計画を参考にする必要が出てきた。事例校では、個別の教育支援計画は作成されていたが、活用できる状態ではなかった。そのため、次の二つの体制を整備する必要があった。

(1) 個別の教育支援計画への生徒の関与

通級による指導を実施するにあたって、通級担当は障害特性等について生徒と話し合う必要があった。しかし事例校では、個別の教育支援計画の作成や運用に生徒が関与しない仕組みになっていた。例えば、支援について教員と保護者が面談する際には、面談内容を生徒に知られないように、生徒を別室に移動させることが多かった。つまり障害の状態や必要な支援について教員が生徒と相談できない状態になっていた。

表 1 教育支援体制に関する提案文書一覧

2023年8月	特別支援教育委員会	◎提案文書 特別支援教育委員会の年間計画
2024年3月	職員会議	◎提案文書 合理的配慮の運用手続きについて ◎資料1 合理的配慮をめぐるQ&A ◎資料2 合理的配慮の実施手続き ◎資料3 個別の教育支援計画の様式変更 ◎資料4 合理的配慮の運用手続きに基づいて対応するケースの例
2024年3月	職員会議	提案文書 新入生に対する教育支援アンケートの実施について 資料1 教育支援アンケート（生徒用） 資料2 教育支援アンケート（取組例）
2024年4月	職員会議	提案文書 新入生の保護者との支援面談の実施について 別紙1 新入生支援面談の流れ（例） 別紙2 個別の教育支援計画の作成について ◎別紙3 個別の教育支援計画作成依頼書 別紙4 個別の教育支援計画の保護者記入用 別紙5 個別の教育支援計画の保護者記入用の記入例 別紙6 職業準備性の例
2024年4月	職員会議	◎提案文書 個別の教育支援計画作成の流れについて 別紙1 個別の教育支援計画 受領書 ◎資料A 個別の教育支援計画作成の手引（年度当初） ◎資料B 個別の教育支援計画作成の手引（年度末） ◎資料C 個別の教育支援計画の手引（次年度への引継用）
2024年4月	職員会議	◎提案文書 個別の教育支援計画作成者の進路に関する取組について ◎別紙1 卒業後の主な進路先 ◎別紙2 職業能力開発施設における在校生職能評価の利用について ◎別紙3 障害者手帳取得の手順 別紙4 就職活動における障害開示についての同意書
2024年6月	職員会議	◎提案文書 就労支援機関の利用手続きについて ◎資料1 就労支援機関の利用手続きについて ◎資料2① 就労支援機関による主な支援について（退学者用） ◎資料2② 就労支援機関利用のための情報提供シート（退学者用） ◎資料3 就労支援機関による主な支援について（卒業生用） ◎冊子 『社会に出てからの相談支援機関』
2024年6月	職員会議	◎提案文書 個別移行支援計画書について ◎様式1 個別移行支援計画書の様式 ◎別紙1 個別移行支援計画書（記入例）※就職者用 ◎別紙2 個別移行支援計画書（記入例）※進学者用

※年月は提案時期。「特別支援教育委員会」「職員会議」は提案した会議名。

※「◎」は通級による指導の運用過程で生じた課題を受けて整備した教育支援体制。

そこで、個別の教育支援計画への生徒の関与を可能にするための体制を整備した。職員会議では「個別の教育支援計画作成依頼書」が提案されている。この依頼書には、障害に関するやりとりの是非を確認する欄が設けられている。例えば「個別の教育支援計画の内容について保護者と教員が話し合う際、生徒本人が同席してもよい」という項目である。

(2) 個別の教育支援計画の作成手順の明確化

事例校の場合、個別の教育支援計画の作成手順は定められていなかった。そのため、個別の教育支援計画は確かに作られているものの、情報収集の時期、手段、生徒や保護者との面談時期などは、個々の学級担任の判断に任されていた。また生徒の実態欄には「基礎学力が身につけていない」などの記述が多く、個々の生徒の障害特性を踏まえているとはいいがたい記述もあった。

そこで、個別の教育支援計画の作成手順の明確化に取り組んだ。職員会議の提案文書「個別の教育支援計画作成の流れについて」によると、保護者からの情報収集、個別の教育支援計画の原案作成、個別の教育支援計画に基づく支援についての面談の時期など、個別の教育支援計画の作成に関連した取組が明記されている。また実態把握欄にはチェックシートが取り入れられている。これらの取組の主な担い手は、学級担任となっている。その理由は、事例校の場合、学校生活全般に関する生徒情報の蓄積、生徒への対応の検討、対応という全過程に、学級担任が関与する体制になっていたからである。つまり既存の体制を活用して、個別の教育支援計画の作成に関する教育支援体制を整備した。

2 指導の実施段階

1) 合理的配慮の運用手続きの整備

通級による指導を実施する中で生徒の実態把握が進んだ結果、全教員による配慮の必要性が明らかになることがあった。例えば、見え方等の特性のため、定期考査の問題の一部を認識できないなどである。しかし事例校の場合、合理的配慮の運用手続きは未整備だった。

そこで合理的配慮を運用するための校内手続きを整備した。職員会議の提案文書「合理的配慮の運用手続きについて」には、合理的配慮と教科担当による従来の支援や配慮との違いについて詳細に記載されている。例えば、授業場面での支援や配慮を「教員の個人的な判断で行えるもの」と「学校として本人・保護者と合意したもの」に区別し、さらに支援や配慮のうち、合理的配慮の運用手続きで対応する例が示されている。

これらを記載した理由は、教務部の体制に配慮したからであった。事例校では、授業の内容や方法、授業場面での配慮等は、各教科の教科担当からなる教科会で議論されていた。教科横断的な課題は、教務部長を主とする教育課程委員会で話し合われていた。つまり「教科担当 - 教科会 - 教育課程委員会」という教務部の各部署が連携して授業について検討する体制が敷かれていた。それに対して合理的配慮は、授業に関係しているが、特支 Co や特別支援教育委員会という別の部署が関与することになる。よってそれぞれの担当業務を区別するため、合理的配慮と従来の支援や配慮との違いを明確にする必要があった。このように各部署の業務との違いを明確化することで、教育支援体制の整備が進んだ。

2) 特別支援教育委員会の活用のための体制の整備

通級による指導の運用開始後、その取組や成果の情報共有は、通級担当が個々の教員に報告するという形で行われていた。また、通級による指導を含めた特別支援教育に関する取組の提案は、通級担当を兼務する特支 Co がほぼ単独で立案し、特別支援教育委員会のメンバーに紙面で回覧して了解を取り付けていた。そのため、通級による指導や特別支援教育の取組を組織的に情報共有したり、実施したりすることは困難であった。事例校には、通級による指導の研究指定を受ける以前から特別支援教育委員会が設置されていたが、過去3年間、開催記録はなかった。

そこで、特別支援教育委員会を活用する体制を整備することになった。特別支援教育委員会の提案文書「特別支援教育委員会の年間計画」によると、年4回の定期開催が提案されている。主な議題は、通級による指導の実施状況の報告や特別支援教育の取組に関する情報提供、校内での生徒の実態や支援状況についての報告が中心となっている。文部科学省⁵⁾には、校内委員会の役割として生徒への支援内容の検討や評価も掲げられている。しかし、この提案文書にその記載はない。つまり事例校の特別支援教育委員会は主に情報共有の場として提案された。

この提案には校内組織上の理由があった。事例校には年次団（年次主任、学級担任、副担任から構成）が組織されていた。学年の全生徒についての学校生活全般の指導方針等（支援や配慮を含む）の検討は、年次団が主となって担う体制になっていた。そのため、特別支援教育委員会で個々の生徒の支援や配慮の検討や指導方針の決定を行うと、年次団と役割が重複し、校内組織として混乱する可能性があった。つまり、特別支援教育委員会は情報共有の場へと修正することで整備が進んだ。なお、2024年度には特別支援教育を推進するための専門部として保健・通級部が新設され、特別支援教育に関する取組の企画立案を担うことになった。

3) 支援の必要な生徒の進路決定過程の整備

通級による指導を受ける生徒が、障害者雇用等を進路先の選択肢として検討し始めた。しかし事例校には、支援の必要な生徒のための進路決定過程が整備されていなかった。

そこで支援の必要な生徒の進路決定過程を整備した。職員会議の提案文書「個別の教育支援計画作成者の進路に関する取組について」には別紙が作成されている。以下に説明する別紙1～3は、通級による指導の運用過程で生じた課題に対応して作成された。

(1) 支援の必要な生徒の主な進路先の整理

通級による指導の中で、障害者手帳を活用した進路先を生徒に伝える必要が出てきた。そこで卒業後の主な進路先を整理したフローチャートを作成した。別紙1「卒業後の主な進路先」には、一般就労（一般雇用〔障害開示／障害非開示〕・障害者雇用）、進学（大学・短大・専門学校）、公共職業訓練（一般／障害者向け）、障害福祉サービス（就労移行支援事業所／就労継続支援事業所）が記載されている。事例校の生徒の場合、進路先に障害を開示するかどうかという点から悩むことも多かった。そのため、一つの図の中に障害を開示した場合と非開示の場合の双方の進路先を記載することが重要であった。

(2) 職場での支援に関する体験機会の確保

通級による指導を受ける生徒が進路について考えるとき、職業適性に加え、職場に必要な支援を考慮することも必要になる。しかし事例校には、職場での支援を体験的に学ぶ機会はなかった。そのため、未体験の職種や職場を想像しながら職業適性や職場に必要な支援について自己理解を深めなければならなかった。

そこで、支援の必要な生徒を対象にした職業能力評価を実施している関係機関を利用するための校内手続きを整備した。その手続きが別紙2「職業能力開発施設における在校生職能評価の利用について」である。この文書には「発達障害等のある生徒もしくはその疑いのある生徒の就労」に関して「進路指導に役立てることを目的とする」と明記されている。つまり障害の有無にかかわらず、職業能力評価の必要があると考えられる生徒に勧めるという体制になっていた。

(3) 障害者手帳の取得手順の整理

通級による指導を受ける生徒の中に、進路の選択肢を広げるために障害者手帳の取得を検討し始める生徒がいた。しかし事例校では、障害者手帳の取得手順を把握していなかった。そのため、取得にかかる日数等が分からず、スケジュールを立てられない状態であった。

そこで別紙3「障害者手帳取得の手順」を整理した。この文書には療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の取得手順がフローチャートによって示されている。事例校の生徒について考えるとき、この二種類は新たに取得する可能性の高い障害者手帳であった。

(4) 教育支援体制の整備をめぐる配慮方法

職員会議の提案文書「個別の教育支援計画作成者の進路に関する取組について」を一部抜粋し整理したものが表2である。進路指導部の従来の取組は、一般雇用を目指す生徒向けの取組となっていた。表2には、従来の取組に加え、障害者雇用を検討する生徒が選択できる取組が併記されている。支援の必要な生徒は、障害者雇用の取組の中から希望する取組を選択することになっている。つまり進路指導部の従来の取組に、障害者雇用を検討する生徒向けの取組を組み込んである点に特徴がある。

これまで支援の必要な生徒についても、進路指導に関する取組は、進路指導部が主となって担う体制になっていた。事例校の場合、支援の必要な生徒は、進路選択にあたって「障害の開示か非開示か」あるいは「障害者手帳の活用か活用しないか」という点で悩むことが珍しくなかった。そのため、支援の必要な生徒であっても、一般雇用を目指す生徒向けの取組から切り離すことはできなかった。つまり進路指導部の従来の取組に組み込むことで、障害者雇用に関する教育支援体制の整備を推進することができた。

表2 「個別の教育支援計画作成者の進路に関する取組」の一部抜粋

一般雇用を目指す生徒向けの主な取組 (従来の進路指導部の主な取組)	障害者雇用を検討する生徒が選択できる新たな取組
< 2年次 > 夏休み 就業体験実習	← ・在校生職能評価
10月 就職者補習 (SPI など)	← ・支援面談 (進路先の情報提供等) ← ・2年次までに障害者手帳を取得
< 3年次 > 4～7月 面接練習	← ・進路指導部と特支 Co が連携して、障害者雇用の求人情報を収集
5月 年次・進路情報交換会	← ・進路指導部と特支 Co が連携して、事業所でのインターンシップを実施、職場での支援の検討 ← ・求職者登録・非公開求人票の発行依頼
7月上旬 求人情報公開 7月下旬 夏季補習 (就職者向け) 8月後半 就職者補習 (履歴書作成) 9月上旬 求人への応募開始 9月中旬 就職試験開始 内定	← ・「個別移行支援計画書」による引継 ※必要に応じて関係機関と情報共有

※「特支 Co」は特別支援教育コーディネーターを指す。

3 指導の終了段階

1) 支援の引継ぎのための体制の整備

通級による指導を受ける生徒が、進路先への支援の引継ぎを希望してきた。しかし事例校には引継ぎに関する体制が整備されていなかった。そこで進路先や就労支援機関に支援を引継ぐための体制の整備が必要になった。

(1) 進路先への支援の引継ぎ手続きの整備

事例校は、引継ぎ内容の整理方法や要配慮個人情報の取扱い、資料の作成手順など、支援の引継ぎについての注意点等が未整理であった。

そこで進路先への支援の引継ぎ手続きを整備した。職員会議の提案文書「個別移行支援計画書について」には特徴が二つある。第一に個別移行支援計画書の様式に記入例が記載されていることである。事例校には個別移行支援計画書の様式自体は従来から存在していた。しかし、その存在を知っている教員はほとんどいなかった。そのため、やや詳細な記入例を作成することで、進路先に伝える内容を明確にする必要があった。

第二に学校側から生徒・保護者に引継ぎの希望確認を行うことになっていることである。事例校では、生徒や保護者からの問い合わせがなければ、支援の引継ぎができること自体を伝えなくてもいいということになっていた。その結果、個別移行支援計画書が活用されることはなかった。

(2) 就労支援機関の利用手続きの整備

事例校では、学区内にある就労支援機関に関する情報は未整理で、利用するための校内手続きや生徒への説明資料もなかった。そのため、職場定着のための支援が必要な生徒に対して就労支援機関を紹介することができない状態であった。

そこで、就労支援機関の利用手続きを整備した。職員会議の提案文書「就労支援機関の利用手続きについて」の中には、冊子『社会に出てからの相談支援機関』があり、事例校の学区内で利用できる相談支援機関が整理されている⁶⁾。加えて職場定着や再就職などの際に受けられる主な支援が、フローチャートで具体的に示されている。事例校では就労支援機関の役割は、生徒や保護者だけでなく教員にも知られていなかった。そのため、視覚的に理解できる資料が必要であった。

(3) 教育支援体制の整備をめぐる配慮方法

職員会議の提案文書「個別移行支援計画書について」及び「就労支援機関の利用手続きについて」は、どちらも特支 Co が実務を担当することになっているという点に特徴がある。事例校では、支援の引継ぎを担う部署は決められておらず、引継ぎのための手続きや取組は校内教員に周知されていなかった。よって担当部署を明確化することが、教育支援体制を整備する上で重要であった。

以上の結果をまとめたものが表3になる。

IV 考察と課題

本研究では、通級による指導の運用過程で生じた実践的課題に対応するために必要とされた取組と、教育支援体制の整備過程における各部署への対応策を明らかにすることを試みた。第一に、事例校で整備する必要のあった教育支援体制は、①個別的教育支援計画を活用可能にする体制、②合理的配慮の運用手続き、③特別支援教育委員会を活用する体制、④支援の必要な生徒の進路決定過程、⑤支援の引継ぎのための体制であった。矢島・奥住⁸⁾は、先行研究を整理した上で「高等学校のように特別支援教育校内体制が脆弱であり、教職員の特別支援教育に関する苦手意識が強い状態では、般化という通級による指導の効果を向上させることは簡単ではない」と指摘している。本研究によると、教育支援体制が脆弱な場合には、般化が難しいだけでなく、通級による指導を受ける生徒の現在及び卒業後の生活に支障が出る可能性がある。未整備状態の教育支援体制は学校によって異なる可能性が高い。通級による指導を円滑に運用していくためには、通級による指導の運用過程で生じた課題に気づいたり、その課題が教育支援体制の未整備に起因していることを読み取ったりするという専門的なスキルが必要になると考えられる。

第二に、教育支援体制の整備を進めるにあたり、校内組織に着目して対応することが効果的だということが示された。具体的には、①既存の体制の活用、②各部署の業務との違いの明確化、③教育支援体制の修正、④各部署の従来の取組への組み込み、⑤担当部署の明確化、という対応策が観察された。

吉澤⁹⁾は「通級による指導が、これまで積み上げてきた高等学校教育の取組と有機的に関連」し、「特

別支援教育の推進にどのような影響を及ぼしていくかを検証する必要がある」と述べている。本研究では、通級による指導の運用過程で生じた実践的課題を契機に教育支援体制の整備が進んでいた。その際、一般的な教育支援体制のモデルを参考にしつつも、既存の各部署の体制を踏まえて対応することの重要性が示唆されていた。例えば、既存の体制を活用したり、各部署の取組に組み込んだり、状況によっては校内組織を混乱させないように教育支援体制を修正したりするということである。特定の教育支援体制の導入により他部署の取組に支障が出る場合、いくら望ましい体制であっても校内教員からの理解は得られない。通級による指導を円滑に運用していくためには、教育支援体制が校内組織の一部として定着できるように調整することが重要だと考えられる。

今後の課題として、本研究は一学校事例に過ぎない。よって他事例においても通級による指導の運用を契機に教育支援体制の整備が進むのかという点を含め、より幅の広い事例の収集が必要となっている。

謝辞

本実践の発表をご快諾くださったA高校に心より感謝申し上げます。

文献

- 1) 文部科学省(2024)：「特別支援教育体制整備状況調査」及び「通級による指導実施状況調査」の結果について。
https://www.mext.go.jp/content/20240906mxt_tokubetu02-000037861-01rr.pdf (参照 2024/10/27)
- 2) 文部科学省(2023)：令和5年度学校基本調査。265 特別支援学級卒業者の状況。
- 3) 文部科学省(2022)：通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について。
https://www.mext.go.jp/content/20221208-mext-tokubetu01-000026255_01.pdf (参照 2023/4/2)
- 4) 文部科学省(2018a)：改訂第3版障害に応じた通級による指導の手引。海文堂。
- 5) 文部科学省(2017)：発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン：発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために。
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2017/10/13/1383809_1.pdf (参照 2024/8/30)
- 6) 森太(2023)：フローチャートを用いた関係機関の活用。実践みんなの特別支援教育8月号，学研，52-55。
- 7) 佐藤利正(2021)：関係者との支援会議を活用した高校通級指導の充実：自閉傾向のある生徒へのコミュニケーション支援を通して。自閉症スペクトラム研究，19(1)，79-86。
- 8) 矢島総一・奥住秀之(2024)：高等学校の通級による指導におけるチームとしての学校を意識した生徒支援。東京学芸大学紀要総合教育科学系，75，185-193。
- 9) 吉澤勝治(2018)：特別支援教育における高等学校教育の課題の研究：高等学校における通級による指導の実践的課題に焦点化して。日本高校教育学会年報，25，18-27。

表3 通級による指導の運用過程で生じた実践的課題と教育支援体制の整備

	指導の計画段階	指導の実施段階			指導の終了段階
通級の運用過程で生じた実践的課題	個別の指導計画作成のために個別の教育支援計画を参考にする必要が出てきた。	通級で生徒の実態把握が進んだ結果、全教員による配慮の必要性が明らかになった。	通級や特別支援教育の取組を組織的に情報共有したり、実施したりすることが困難だった。	通級を受ける生徒が障害者雇用等を進路先の選択肢として検討し始めた。	通級を受ける生徒が支援の引継ぎを希望した。
必要とされた取組	個別の教育支援計画を活用可能にする体制の整備 ・生徒が関与可能な体制の整備 ・作成手順の明確化	合理的配慮の運用手続きの整備	特別支援教育委員会を活用する体制の整備	支援の必要な生徒の進路決定過程の整備 ・主な進路先の整理 ・職場での支援に関する体験機会の確保 ・障害者手帳の取得手順の整理	支援の引継ぎのための体制の整備 ・進路先への支援の引継ぎ手続きの整備 ・就労支援機関の利用手続きの整備
	↓	↓	↓	↓	↓
関係部署	学級担任	教務部	年次団	進路指導部	なし
整備した教育支援体制の特徴	個別の教育支援計画の作成に関連した取組の主な担い手を学級担任にした。	合理的配慮と従来の支援や配慮との違いを明確にした。	特別支援教育委員会は主に情報共有の場として提案された。	従来の取組（一般雇用を目指す生徒向けの取組）に障害者雇用を検討する生徒向けの取組を組み込んだ。	特支 Co が実務を担当することになった。
校内組織上の理由	学校生活全般に関する生徒情報の蓄積、生徒への対応の検討、対応という全過程に学級担任が関与する体制だった。	教務部の各部署（教科担当・教科会・教育課程委員会）が連携して授業（支援や配慮を含む）の検討をする体制だった。	学年の全生徒の、学校生活全般の指導方針等（支援や配慮を含む）の検討を、年次団が主となって担う体制だった。	支援の必要な生徒についても、進路指導に関する取組は、進路指導部が主となって担う体制だった。	支援の引継ぎを担う部署は決められておらず、引継ぎのための手続きや取組は校内教員に周知されていなかった。
各部署への対応策	【既存の体制の活用】	【各部署の業務との違いの明確化】	【教育支援体制の修正】	【各部署の従来の取組への組み込み】	【担当部署の明確化】